

ブロック塀等の安全性確保に向けた行動指針（案）

平成30年8月30日
ブロック塀等の安全性確保に向けた
関係団体連絡会議申し合わせ

建築物に附属するブロック塀等（補強コンクリートブロック造及び組積造の塀）の地震に対する安全性を確保するため、関係する事業者等は、既に開始している取組みの継続も含め、この指針に基づき対応を進めることとする。

（１）安全性確保に向けた関連事業者の取組み

【施工者】

施工関連の事業者等は、ブロック塀等の整備等にあたって、以下の指針に沿ってブロック塀等の安全性確保に取り組むこととし、関連団体は会員に対してその旨の周知を徹底する。

（新たなブロック塀等の対応）

- ・新たなブロック塀等の安全性確保に関するチェックリスト（以下「チェックリスト」という。）を用いて、建築基準法施行令（組積造の塀の場合は第61条、補強コンクリートブロック造の塀の場合は第62条の8等）の規定（以下「基準」という。）に適合した安全なブロック塀等を新設する。
- ・発注者に対して、新設されたブロック塀等は基準に適合したものである旨の情報を確実に提供する。
- ・建物と同時にブロック塀等を新設する場合は、建築確認の手続きが必要であることを建築主に説明する。
- ・防火・準防火地域において建築物に附属するブロック塀等のみを新設する場合は、建築確認の手続きが必要であることを建築主に説明する。

（既存のブロック塀等の対応）

- ・既存のブロック塀等の安全性に係る相談を受けた際には、既存のブロック塀等に関して、診断基準を活用して、基準の内容等について丁寧に説明をする。
- ・既存のブロック塀等の点検を依頼された場合には、診断基準に沿って適切な点検を行う。
- ・既存のブロック塀等を撤去して新設する場合は、チェックリストに沿って基準に適合した安全なものとし、防火・準防火地域の場合は、建築確認の手続きが必要であることを建築主に説明する。

【製造者】

コンクリートブロックの製造を行う者は、以下の指針に沿ってブロック塀等の安全性確保に取り組むこととし、関連団体は会員に対してその旨の周知を徹底する。

- ・コンクリートブロックの出荷先に対して、ブロック塀等のチェックポイント、相談窓口、支援制度等をまとめた啓発チラシ（以下「啓発チラシ」という。）、チェックリストや診断基準等の安全性確保に関連する情報を周知する。
- ・出荷先からの安全性確保に係る相談等に対して、必要とする情報を提供する等の丁寧な対応をする。

【販売者】

コンクリートブロックを販売する者は、以下の指針に沿ってブロック塀等の安全性確保に取り組むこととし、関連団体は会員に対してその旨の周知を徹底する。

- ・コンクリートブロックの販売に当たっては、店頭等において啓発チラシ、チェックリストや診断基準の配布等により、安全性確保に関する情報を購入者に積極的に提供するとともに、安全性確保に関する相談等に対して丁寧な対応をする。

【設計者】

設計者は、ブロック塀等の設計等にあたって、以下の指針に沿ってブロック塀等の安全性確保に取り組むこととし、関連団体は会員に対してその旨の周知を徹底する。

（新たなブロック塀等の対応）

- ・基準に適合した安全なブロック塀等を設計等する。
- ・発注者に対して、設計されたブロック塀等は基準に適合したものである旨の情報を確実に提供する。
- ・建物と同時にブロック塀等を新設する場合は、建築確認の手続きが必要であることを建築主に説明する。
- ・防火・準防火地域において建築物に附属するブロック塀等のみを新設する場合は、建築確認の手続きが必要であることを建築主に説明する。

（既存のブロック塀等の対応）

- ・既存のブロック塀等の安全性に係る相談を受けた際には、診断基準を活用して、基準の内容等について丁寧に説明をする。
- ・既存のブロック塀等の点検を依頼された場合には、診断基準に沿って適切

な点検を行う。

- ・既存のブロック塀等を撤去して新設する場合の設計等に当たっては、基準に適合した安全なものとし、防火・準防火地域の場合は、建築確認の手続きが必要であることを建築主に説明する。

(2) 相談窓口の設置

- ・施工者関連団体、製造者関連団体、販売者関連団体及び設計者関連団体に電話相談等の窓口を設置し、ブロック塀等の安全性確保に関する相談等に対応する。
- ・施工者関連団体において、ブロック塀等の安全性確保に対応可能な事業者等に関する情報を整理し、相談窓口等で事業者リスト等を適宜提供する。
- ・住宅リフォーム・紛争処理支援センターの消費者相談窓口において、ブロック塀等の安全性確保に関する相談等に対応する。
- ・耐震改修支援センター（日本建築防災協会）の相談窓口において、ブロック塀等の安全性確保に関する相談等に対応する。

(3) 国における取組み

上記(1)、(2)の取組みが効果的に進められるよう、国土交通省及び経済産業省は、ブロック塀等の安全性確保に向けた情報提供等の支援を積極的に進める。

- ・新たなブロック塀等の安全性確保に関するチェックリスト、既存ブロック塀等に関する診断基準及びブロック塀等のチェックポイント、相談窓口、支援制度等をまとめた啓発チラシの作成、提供に協力する。
- ・地方公共団体に対して、ブロック塀等の所有者等への注意喚起と点検の促進を要請するとともに、建築物防災週間等の機会を捉えて、様々な取組を促す。
- ・地方公共団体と協力しつつ、危険なブロック塀等の安全性確保に向けた支援を行う。
- ・マスコミに対して、連絡会議開催を案内し議事を公開するなど、ブロック塀等の安全性確保に関する関係団体の取組等を積極的に情報発信する。
- ・耐震改修支援センター（日本建築防災協会）に対して、既存のブロック塀等の安全性を確保するため、診断基準の検討・作成、ブロック塀等の所有者等への情報提供等の取組を促す。

(4) その他

関係団体の取組み状況については、適宜、本連絡会議において情報の共有を行う。